

## 令和 7 年度 石巻市監査計画策定方針

令和 7 年度に実施する石巻市の各種監査等については、石巻市監査基準(令和 2 年石巻市監査委員訓令第 3 号)に基づき、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、各実施計画において定めるものとする。

### 1 定期監査(地方自治法(以下「法」という。)第 199 条第 1 項及び第 4 項)

定期監査については、市における事務及び事業の執行全般を対象として、予算執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に則り適正に行われているかなどの確認を基本としつつ、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意しながら実施する。

なお、各部、各総合支所、病院局、各行政委員会単位に 3 年で一巡する計画であるが、監査委員事務局における監査資源等を総合的に勘案し、適宜見直しを図る。

### 2 行政監査(法第 199 条第 2 項)

行政監査については、一般行政の運営及び事務処理の手続き等について、その経済性、効率性、有効性の確保等の観点から定期監査の際に併せて実施する。

なお、テーマを設定して行う行政監査については、社会的課題及び住民の要望・関心事、議会等における審議課題、定期監査の結果、全庁的・横断的事務の執行状況における検証の必要性等を勘案してテーマを設定し実施する。

### 3 財政援助団体等の監査(法第 199 条第 7 項)

財政援助団体等の監査については、原則として前年度の事業執行を対象として、関係所管部の定期監査の際に併せて実施する。

なお、監査対象団体の選定基準等は、次のとおりとする。

#### (1) 出資団体監査

市が出資や出えんを行っている団体で、地方自治法施行令第 140 条の 7 の規定による出資比率が 25 パーセント以上の団体のうち、監査委員が必要と認める団体について、その事業が出資や出えんの目的に沿って適正に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、事業運営が効率的に行われているかという観点からも監査を実施する。

#### (2) 財政援助団体監査

市が補助金等を交付している団体について、その事業が補助金等の目的に沿って適正で、効率的・効果的に行われているかを主眼として監査を実施するものとし、その対象は、監査対象期間内に、500 万円以上の財政援助を受けた団体のうち、財政援助の金額及び内容、各団体の経営状況等を勘案し、監査委員が必要と認める団体とする。

### (3) 指定管理者監査

指定管理者に行わせている公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、公の施設の管理を指定管理者に行わせることにより当該公の施設の設置目的を効果的に達成しているかについて、監査委員が必要と認めた指定管理者を対象に監査する。

## 4 決算審査等（法第233条第2項、公営企業法（以下「公企法」という。）第30条第2項、法第241条第5項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

令和6年度決算書及び決算附属書類が適正に作成されているかについて審査するとともに、予算の執行並びに事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

また、基金運用状況報告書等が適正に作成されているかを審査するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び公営企業における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査する。

審査対象

#### ア 決算審査（7会計）

◎ 一般会計

◎ 特別会計（4会計）

○ 水産物地方卸売市場事業特別会計

○ 国民健康保険事業特別会計

○ 後期高齢者医療特別会計

○ 介護保険事業特別会計

◎ 企業会計（2会計）

○ 病院事業会計

○ 下水道事業会計

#### イ 基金運用状況審査（4基金）

○ 国民健康保険高額療養費資金貸付基金

○ 優良家畜導入資金貸付基金

○ 高齢者等肉用牛導入貸付事業基金

○ 土地取得基金

## 5 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金、預り金）の出納事務が適正に行われているかを検査する。

(1) 検査基準日 毎月の末日とする。

(2) 実施時期 検査基準日の翌月の22日とする。ただし、その日が休日等の場合は翌日等とする。

## 6 その他必要性及び請求、要求に基づいて行う監査

### (1) 随時監査（法第199条第1項及び第5項）

市の事務事業の執行に関する課題や定期監査等によって把握した課題及び社会的に大きな課題になっている事項等について、必要に応じて実施する。

### (2) 住民監査請求に基づく監査（法第242条）

市民より、市長などの執行機関又はその職員について、違法又は不当な公金の支出等の行為や事実が認められるときに監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずることを請求された場合に実施する。

### (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条）

選挙権を有する者より、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市の事務の執行について、監査委員に監査を請求されたときに実施する。

### (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）

議会より、市の事務の執行について監査委員に監査を求め、その結果に関する報告を請求されたときに実施する。

### (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）

市長より、市の事務の執行について、監査委員に監査を求められたときに実施する。

### (6) 職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の8第3項、公企法第34条）

出納職員等が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、保管する現金や物品等を亡失し、又は損傷したとき、あるいは、支出等の権限を有する職員が故意又は重大な過失により法令の規定に反して市に損害を与えたと認められ、市長の要求があったときに実施する。

### (7) 指定金融機関における公金の収納等の監査（法第235条の2第2項、公企法第27条の2第1項）

監査委員は、指定金融機関に対し、必要があると認めるとき、又は市長から要求されたときに実施する。

## 7 その他

### 監査結果の公表について（法第199条第9項）

監査結果の公表については、石巻市公告式条例（平成17年石巻市条例第3号）に規定する掲示場に掲示する方法と監査委員事務局のホームページに掲載する方法で行うほか、報道機関への情報提供、庁内情報公開コーナーへの監査結果等資料の設置など、市民への積極的な情報提供に努める。

また、全職員に共通の認識を持たせるために、グループウェアを活用し、指導及び注意事項も含めた監査結果を公表する。

# 令和7年度 石巻市監査計画

| 月   | 定期監査・行政監査                    |            |       |                           | 決算審査等                                       |              | 例月現金<br>出納検査 |     |
|-----|------------------------------|------------|-------|---------------------------|---------------------------------------------|--------------|--------------|-----|
|     |                              |            |       |                           | 市                                           | 広域行政<br>事務組合 |              |     |
| 4月  |                              |            | ○行政監査 | ○広域・消防本部<br>本部及び<br>石巻消防署 |                                             |              | 22日          |     |
| 5月  |                              |            |       |                           | ○一般会計<br>○特別会計<br>○病院事業会計<br>○下水道事業会計<br>ほか |              |              | 22日 |
| 6月  |                              |            |       |                           |                                             |              |              |     |
| 7月  |                              |            |       |                           |                                             |              |              | 22日 |
| 8月  | ○教育委員会<br>本庁及び<br>総合支所<br>管内 |            |       |                           |                                             | ○一般会計        |              | 22日 |
| 9月  |                              |            |       |                           |                                             |              |              | 22日 |
| 10月 |                              |            |       |                           |                                             |              |              | 22日 |
| 11月 |                              | ○建設部<br>8課 |       |                           |                                             |              |              |     |
| 12月 |                              |            |       |                           |                                             |              | 22日          |     |
| 1月  | ○復興企画部<br>6課1室               |            |       |                           |                                             |              |              | 22日 |
| 2月  |                              |            |       |                           |                                             |              |              | 24日 |
| 3月  |                              |            |       |                           |                                             |              |              | 23日 |

※財政援助団体等の監査については関係所管部の定期監査の際に併せて実施する。

※行政監査の実施は下記のとおりとする。

- ・定期監査の際に併せて実施する。
- ・独立した行政監査はテーマを設定して実施する。

※健全化判断比率の審査については決算審査に併せて実施する。